

平成 27 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 オリジナル設計株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 菅 伸彦
(コード番号 4642 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役執行役員財務部長 吉良 薫
(TEL 03-6757-8800)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対して下記の要領により、ストックオプションの目的で新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I 新株予約権を発行する理由

取締役および執行役員が中長期的な当社の業績拡大および企業価値の向上に対する意欲や意識を高めることを目的として、当社取締役および執行役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものがあります。なお、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 7,796,800 株に対し最大で約 1.2%の希薄化が生じますが、本新株予約権は、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。また、行使価額を基準として当社株価が一定の値まで下落した場合には強制行使することを義務付ける内容となっており、割当対象者となる取締役および執行役員が株価変動リスクを当社株主の皆様と共有することで、将来的な当社の企業価値向上に資するものであることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えます。

II 新株予約権の発行要項

1 新株予約権の数
935 個

2 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,377 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が、東京証券取引所における本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日の当社株価の終値 420 円/株、上場会社の株価変動性

49.56%、配当4円/年、無リスク利率0.108%や新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額420円、満期までの期間5年、利益条件、強制行使条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3 新株予約権の名称

オリジナル設計株式会社第1回新株予約権

4 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式（以下「目的株式」という。）の数（以下「目的株式数」という。）は、新株予約権1個につき100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、目的株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲内で必要と認める目的株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は420円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当り払込金額」を「1株当り処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年 4 月 7 日から平成 32 年 3 月 31 日（行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、平成 29 年 12 月期の経常利益が 5.5 億円以上となった場合にのみ、新株予約権を行使できるものとする。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益に重要な変更があった場合には、別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- ② 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）から行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）が一度でもその時点の行使価額（ただし、上記(3)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の 30%以下となった場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を権利行使価額（ただし、上記(3)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の 90%を乗じた価格で行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為が生じた場合
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を

超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
- ⑤ 新株予約権者は、権利行使時において、当社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ⑦ 新株予約権者が当社に重大な損害を与えた場合であって、当社取締役会において当該新株予約権者による新株予約権の全部または一部の行使を認めない旨を決定したときは、当該新株予約権を行使することはできない。
- ⑧ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が資本下位会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権が(8)⑤ないし⑦に定める条件に該当し、権利を行使し得なくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

5 新株予約権の行使請求受付場所

当社総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

6 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

みずほ銀行九段支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

7 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しない。

8 新株予約権を割り当てる日

平成27年3月31日

9 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成27年4月6日

10 新株予約権の割当てに関する事項

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く。） 6名

執行役員 5名

(2) 新株予約権の割当ての内容

当社は、以下のとおり新株予約権を割り当てる。

取締役 6名に対して 735 個（予定）

執行役員 5名に対して 200 個（予定）

以上